

浜松市生涯学習ボランティア登録制度実施要綱

浜松市市民部生涯学習課

(趣旨)

第1条 浜松市市民部生涯学習課(以下「生涯学習課」という。)は、浜松市生涯学習ボランティア登録者(以下「生涯学習ボランティア」という。)として活動を希望する者に活動の場を提供するとともに、協働センター・文化センター等生涯学習施設(以下「生涯学習施設」という。)における主催・共催事業の効果的な運営を図るために浜松市生涯学習ボランティア登録制度(以下「本制度」)を設け、この積極的な活用を図るものとする。

(目的)

第2条 「本制度」は、生涯学習社会の実現に寄与するとともに、ボランティア活動を通して会員相互の交流を図り、「生涯学習ボランティア」自身の心豊かな生活の実現を目的とする。

(ボランティア活動の内容)

第3条 「生涯学習施設」に関わる施設ボランティアとして、「生涯学習ボランティア」自身の意志に基づき次のような各分野の活動にあたる。

- 子どもを対象とした講座や事業に対する協力・支援に関すること
- 地域ふれあいフェスタ事業(協働センターまつりやふれあいコンサート等)に対する協力・支援に関すること
- 子育てや託児、障がい児等に関わる事業の協力・支援に関すること
- 施設が主催・共催等で行うイベントに対する協力・支援に関すること
- 施設内の美化、環境整備等に対する協力・支援に関すること
- その他、生涯学習課長又は「生涯学習施設」の長が適当と認めること

(登録資格)

第4条 次の4点のうち、3点以上に該当する者を有資格者とする。

浜松市内に居住、もしくは通勤・通学している、満20歳以上の者。

第1条に定める趣旨を理解し、「生涯学習施設」でのボランティア活動に意欲のある者。

「生涯学習ボランティア養成講座」に参加し、修了生の資格(7割以上の出席)を有する者。

第1条に定める趣旨を理解し、「生涯学習施設」においてボランティア活動をしている者、又はこの経験(期間は問わない)を有する者。

資格を有しない登録希望者は、生涯学習ボランティア養成講座を受講するまで、又は「生涯学習施設」が設けるボランティア活動を体験するまでの期間、仮登録とする。

(登録)

第5条 「本制度」への登録は、生涯学習ボランティア養成講座の終了時に一括して行うほか、浜松市内の「生涯学習施設」において随時行う。

(登録方法)

第6条 以下の手順で登録をする。

登録を希望する者は、別紙「生涯学習ボランティア登録カード」に必要事項を記入し、「生涯学習施設」に提出して登録の申請をする。

「生涯学習施設」は、的確と認めた者をボランティア登録者名簿に記載するとともに、「生涯学習課」及び当人に通知(連絡)する。

「生涯学習ボランティア」は、住所・氏名等に変更があった場合、速やかに登録を申請した「生涯学習施設」へ変更内容の連絡をする。

(登録情報の提供及び活用)

第7条 登録情報については、以下のように提供及び活用する。

「生涯学習課」及び「生涯学習施設」は、「生涯学習ボランティア」が同意する事項について、問合せ団体等に情報を提供する。

「生涯学習課」及び「生涯学習施設」は、提供された情報を基に必要なに応じて「生涯学習ボランティア」と連絡を取り合い、活動内容や日時等について打合せを行う。

(「生涯学習ボランティア」の研修)

第8条 「生涯学習ボランティア」には、研修機会とボランティア相互の情報交換の場を設ける。

(登録の期間)

第9条 登録期間は、3年間とする。

2 なお、期間終了時には、「生涯学習施設」の責任にて「生涯学習ボランティア」に対して登録更新の確認手続きを行い、この結果を「生涯学習課」に通知する。

(登録の取消)

第10条 次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消す。

第4条の登録資格を欠いた場合

辞退の申し入れがあった場合

「生涯学習ボランティア」として、不適格と認められる事実が発生した場合

(活動の依頼)

第11条 「生涯学習課」及び「生涯学習施設」は、自施設及び自課が主催・共催する事業に関してボランティア活動が必要と認められる場合、及びその目的が要綱第1条の趣旨に合致すると認める場合、「生涯学習ボランティア」に連絡して活動への協力を依頼する。

(報酬及び交通費等の支給)

第12条 「生涯学習ボランティア」としての活動は自己負担を原則とし、特に必要と認める場合以外、「生涯学習課」及び「生涯学習施設」ではこれを支給しない。

2 但し、材料費等の負担については、「生涯学習ボランティア」との打合せにより定めることができるものとする。

(危険負担)

第13条 以下の3点に配慮する。

「生涯学習課」及び「生涯学習施設」は、「生涯学習ボランティア」が活動中又はこれに前後して、事故や約束事の不履行等により不利益を被らないように十分配慮する。

「生涯学習課」及び「生涯学習施設」は、「生涯学習ボランティア」が安心して活動できるように、万が一の場合に備えてボランティア保険等の保険に加入させることを原則とする。

「生涯学習ボランティア」においては、自らの活動を原因とする傷害等を第三者が被ったとき、誠意を持ってこの解決に当たらなければならない。

(その他)

第14条 このほか、「本制度」に関し必要な事項は、市民部生涯学習課長が別に定める。

附則

この制度は、平成19年4月1日より施行する。

附則

この制度は、平成23年7月1日より施行する。

附則

この制度は、平成25年4月1日より施行する。